

各位

全7ページ

登録速報(2024-071)

2024年3月13日

クミアイ化学工業株式会社

企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2024年3月13日

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第11574号

名称：クミアイトップジンM水和剤

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項について次のとおり変更し、「変更後」のとおりとする。

<作物名>

- 作物名「つつじ類」、「かし」、「さくら」、「じんちょうげ」、「ぼけ」、「ポプラ」及び「いぬつげ」を削除し、作物名「樹木類(つつじ類、かし、さくら、じんちょうげ、ぼけ、ポプラ、いぬつげを除く)」を「樹木類」に変更する。

<適用病害虫名>

- 作物名「みかん」及び「かんきつ(みかんを除く)」に適用病害虫名「貯蔵病害(黒斑病)」を追加する。
- 作物名「小粒核果類」に適用病害虫名「すす斑病(うめ)」を追加する。
- 作物名「ブロッコリー」に適用病害虫名「根朽病」を追加する。
- 作物名「メロン」に適用病害虫名「菌核病」を追加する。
- 作物名「ピーマン」に適用病害虫名「炭疽病」を追加する。
- 作物名「ねぎ」について次のとおり変更する。
 - 使用方法「散布」に適用病害虫名「萎凋病」、「黒腐菌核病」及び「小菌核病」を追加する。
 - 使用方法「苗床灌注」に適用病害虫名「萎凋病」及び「黒腐菌核病」を追加する。
- 作物名「樹木類」に適用病害虫名「褐斑病(つつじ類)」、「幼果菌核病(さくら)」、「紫かび病(かし)」、「黒点病(じんちょうげ)」、「褐斑病(ぼけ)」、「マルゾニナ落葉病(ポプラ)」、「枝枯病(いぬつげ)」及び「赤枯病(すぎ)」を追加する。

<希釈倍数>

- 作物名「くり」の希釈倍数「1000倍」を「1000~1500倍」に変更する。

変更後（追加・変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数
<u>みかん</u>	そうか病	30 倍	200～ 700L/10a	4～6 月	5 回以内	空中散布	8 回以内 （塗布は 3 回以内、 散布、空中散布 及び無人航空機 散布は 合計 5 回以内）
	灰色かび病 そうか病	1000～ 1500 倍					
	<u>貯蔵病害(黒斑病)</u>	2000 倍					
<u>かんきつ (みかんを 除く)</u>	貯蔵病害(軸腐病) 貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(緑かび病)	2000～ 3000 倍					
	<u>貯蔵病害(黒斑病)</u>	2000 倍					
<u>小粒 核果類</u>	<u>すす斑病(うめ)</u>	1000 倍					
	灰星病 環紋葉枯病 葉炭疽病 黒星病 黒粒枝枯病	<u>1000～ 1500 倍</u>					
<u>くり</u>	実炭疽病			収穫 3 日 前まで	4 回以内		7 回以内 （散布は 4 回以内、 塗布は 3 回以内）
<u>フロッキー</u>	菌核病 <u>根朽病</u>	2000 倍	100～ 300L/10a	収穫 14 日 前まで	2 回以内		3 回以内 （種子への処理は 1 回以内、 は種後は 2 回以内）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チファネートメチルを含む農薬の総使用回数	
<u>メロン</u>	つる枯病 陥没病 <u>菌核病</u>	1500～ 2000 倍	100～ 300L/10a	収穫前日 まで	3 回以内	<u>散布</u>	5 回以内 (種子への処理は 1 回以内、 塗布は 1 回以内、 散布は 3 回以内)	
	<u>ピーマン</u>	黒枯病 <u>炭疽病</u>		4000～ 6000 倍	収穫前日 まで		3 回以内	4 回以内 (種子への処理は 1 回以内、 は種後は 3 回以内)
<u>ねぎ</u>	<u>萎凋病</u> <u>黒腐菌核病</u> <u>小菌核病</u> 小菌核腐敗病	1000 倍		収穫 7 日 前まで	3 回以内		1 回	<u>苗床灌注</u>
	<u>萎凋病</u> <u>黒腐菌核病</u> 小菌核腐敗病	250 倍	チーノホット 1 冊 (30×60cm、 土壌量約 5L) 当り 0.5～1L	定植直前	3 分間 苗根部 浸漬			
	萎凋病 小菌核腐敗病	20 倍	—	30 分間 苗根部 浸漬				
		200 倍						

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数
樹木類	炭疽病	1000～ 2000倍	200～ 700L/10a	発病初期	5回以内	散布	5回以内
	褐斑病(つつじ類) 幼果菌核病(さくら)	1000～ 1500倍					
	うどんこ病 ごま色斑点病 輪紋葉枯病 斑点症(シュートサコホウ菌) 紫かび病(かし) 黒点病(じんちょうげ) 褐斑病(ぼけ) マルガニナ落葉病(ホブウ) 枝枯病(いぬつげ) 赤枯病(すぎ)	1000倍					

- 3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
農薬登録申請書第8項の(3)について以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

変更前

- (3) かんきつの貯蔵病害防除に使用する場合には、青かび病、緑かび病、軸腐病、黒斑病、灰色かび病には有効だが、黒腐病には効果が劣るので黒腐病防除が主体の場合には使用しないこと。また、収穫前3週間以内〔かんきつ(みかんを除く)の場合には収穫前2～3週間の間〕に1回散布すると効果的である。

変更後

- (3) かんきつの貯蔵病害防除に使用する場合には、収穫前3週間以内〔かんきつ(みかんを除く)の場合には収穫前2～3週間の間〕に1回散布すると効果的である。

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) ボルドー液との混用はさけること。
- (3) かんきつの貯蔵病害防除に使用する場合には、収穫前3週間以内〔かんきつ(みかんを除く)の場合には収穫前2~3週間の間〕に1回散布すると効果的である。
- (4) りんごの腐らん病防除に対する本剤の使用は生育期における病菌の感染侵入阻止を目的として散布するので生育期の通年散布とすること。
- (5) ぶどうに使用する場合、幼果期以降の散布は果粉の溶脱や果実の汚れを生じるおそれがあるので注意すること。
- (6) いちごに対して使用する場合には下記の注意を守ること。
 - ① 萎黄病防除に使用する場合には下記の注意を守ること。
 - i) 萎黄病多発地では本剤の浸漬処理、灌注処理のみでは効果が不十分な場合もあるので、植付前には土壌くん蒸を行い、本剤処理との組合せで防除すると有効である。
 - ii) 灌注する場合は下記の注意を守ること。
 - a) 土壌の種類や条件によって効果に差が認められるので注意する。
 - b) 萎黄病は、土壌温度の高い時(20℃以上)に発生しやすいので、地温の高い仮植時期に処理すること。
 - c) 土壌条件などによっては葉色が劣ったり、多少生育抑制のみられる場合もあるが、その後の生育や収量の影響は認められていない。
 - iii) 苗根部浸漬する場合は、浸漬時間が長く(所定時間以上)なると薬害(活着不良)を生じるおそれがあるので、処理時間を厳守すること。
 - ② うどんこ病防除に使用する場合は下記の注意を守ること。
 - i) 株浸漬する場合は下記の注意を守ること。
 - a) 株冷蔵栽培いちごの定植時に、無病苗を得るため、冷蔵前に処理するものである。うどんこ病の発生まん延時の防除とは異なるので注意すること。
 - b) 浸漬処理薬液が葉裏まで十分付着するように薬液には展着剤を加用し、水洗した苗株を株全体がつかないように浸漬し、苗を薬液中で2~3回上下にゆすること。
 - c) 本剤処理した苗株は、水洗せずに半乾きとした後、ビニール袋に入れ、慣行に従って冷蔵すること。
 - d) 冷蔵後、定植前の処理では、効果が劣ることがあるので、必ず冷蔵前に処理すること。
 - ii) 散布する場合は、葉及び果実に汚れを生じるおそれがあるので注意すること。
- (7) いちじくに対して灌注処理する場合は次の事項に注意すること。
 - ① 1ヶ月間隔で使用することが望ましい。
 - ② 生育抑制などの薬害を生じるおそれがあるので、ポット栽培などの根域が抑制される栽培条件での使用はさけること。

- (8) 水稻の種子消毒に使用する場合は、下記の注意を守ること。
- ① 消毒後は水洗せずに浸種または播種すること。
 - ② 浸漬処理薬液の温度はなるべく 10℃以下をさけること。
 - ③ 粃と浸漬処理薬液の容量比は 1 : 1 以上とし、種粃はサラン網などの目のあらい袋を用い、薬液処理時によくゆすること。
 - ④ 低濃度(300~500 倍)長時間浸漬の場合は、薬液浸漬処理中 1~2 回攪拌すること。
 - ⑤ 本剤処理を行った種子の浸種に当たっては次の注意を守ること。
 - i) 薬剤処理した種粃は少なくとも数時間は放置して風乾後浸種すること。
 - ii) 浸種は停滞水中で行うこと。
 - iii) 浴比は 1 : 2 とし、水の交換は原則として行わないこと。但し、液温が高温の場合など、酸素不足になるおそれがあるときには静かに換水すること。
 - ⑥ 薬剤処理した種子は、食料、飼料に使用しないよう注意すること。
- (9) れんこんに使用する場合は、散布後 7 日間は落水、かけ流しはしないこと。
- (10) 麦の雪腐病防除に使用する場合は、散布液量は 10 アール当り 100L が標準である。なお、1 回散布の場合にはなるべく根雪近くに行くと効果的である。
- (11) 小麦の少量散布で使用する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を使用すること。
- (12) チューリップの球根粉衣は植付前または貯蔵前に球根 1kg に対し、本剤 1g を均一に粉衣すること。
- (13) 本剤を大型散布機で使用する場合には、各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
- (14) 本剤は、連続使用によって一部の病害に耐性菌を生じ、効果の劣った事例があるので、過度の連用をさけ、なるべく作用性の異なる他の薬剤と組み合わせて、輪番で使用する。
- (15) だいたいの紫斑病に対しては、落花後~若莢期に 2~3 回散布すること。
- (16) だいたいの紫斑病防除には種子消毒のみでは不十分なので、生育期の散布による防除と組合せて使用すること。
- (17) 果樹の白紋羽病に対し、灌注処理する場合は樹幹部周辺の土壌を木の大きさに応じて掘りあげ、根を露出させ、病根をていねいに除去したのち、所定濃度の希釈液を 1 本当り成木では 200~300L、苗木では 20~30L 灌注すること。
- (18) かんしょ、さといもの種いも消毒後は水洗せずに薬液が乾いてから植付けること。薬剤処理した種いもは食料、飼料に使用しないこと。
- (19) アスパラガスの茎枯病の防除は収穫打ち切り後、残茎を取り除き新しく萌芽した茎を対象とすること。
- (20) カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用后 14 日間は入水しないこと。
- (21) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。また、桑に使用后 3 日間は蚕に桑葉を給餌しないこと。

- (22) ハウスなどの常温煙霧用として使用する場合は下記の注意を守ること。
- ① 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。
特に常温煙霧装置の選定及び使用に当たっては、病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。
 - ② 作業はできるだけ夕刻行い、作業終了後 6 時間以上密閉すること。できれば翌朝までとすること。
- (23) たばこの親床での処理は播種後 10 日目から 1 週間間隔で、子床での処理は仮植後 7 日目から 1 週間間隔で薬液を散布すること。
- (24) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (25) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上